

(2) 建築物空気環境測定業

物的要件	人的要件〈空気環境測定実施者〉
<ul style="list-style-type: none"> <li>・浮遊粉じん測定器</li> <li>・一酸化炭素検定器</li> <li>・二酸化炭素検定器</li> <li>・温度計（目盛 0.5 度以上）</li> <li>・湿度計（目盛 0.5 度以上）</li> <li>・風速計（0.2m/s 以上の測定ができること）</li> <li>・空気環境の測定に必要な器具 （測定器固定用スタンド等 床上 75 cm以上 150 cm以下）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空気環境測定実施者講習会修了者</li> <li>・空気環境測定実施者再講習会修了者 （上記はそれぞれ修了した日から6年を経過しない者）</li> <li>・建築物環境衛生管理技術者（ただし再講習は必要）</li> </ul> <p>※過去に一度も実施者として登録されたことがない者に限り、建築物空気環境測定実施者として登録することができます。（引き続き登録を受ける際にもその者を実施者とする場合には再講習が必要です。）</p>

その他の要件「平成 14 年 3 月 26 日 厚生労働省告示第 117 号（118 号一部改正）」より抜粋

**空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、次のいずれにも該当すること。**

1 空気環境の測定は、規則第 3 条の 2 第 1 号に定める方法に準じて行うこと。

第 3 条の 2 令第 2 条第 1 号ハの規定による測定の方法は、次の各号の定めるところによる。

1 当該特定建築物の通常の使用時間中に、各階ごとに、居室の中央部の床上 75 cm以上 150 cm以下の位置において、次の表の各号の上欄に掲げる事項について当該各号の下欄に掲げる測定器（次の表の第 2 号から第 6 号までの下欄に掲げる測定器についてはこれと同程度以上の性能を有する測定器を含む。）を用いて行うこと。

1 浮遊粉じんの量	グラスファイバーろ紙（0.3 μmのステアリン酸粒子を 99.9%以上捕集する性能を有するものに限る。）を装着して相対沈降径がおおむね 10 μm以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器又は厚生労働大臣の登録を受けた者により当該機器を標準として較正された機器
2 一酸化炭素の含有率	検知管方式による一酸化炭素検定器
3 二酸化炭素の含有率	検知管方式による二酸化炭素検定器
4 温度	0.5 度目盛の温度計
5 相対湿度	0.5 度目盛の乾湿球湿度計
6 気流	0.2m毎秒以上の気流を測定することができる風速計
7 ホルムアルデヒドの量	2,4-ジニトロフェニルヒドラジン捕集-高速液体クロマトグラフ法により測定する機器、4-アミノ-3-ヒドラジノ-5-メルカプト-1,2,4-トリアゾール法により測定する機器又は厚生労働大臣が別に指定する測定器

2 空気環境の測定の結果を 5 年間保存すること。

3 空気環境の測定に用いる測定器について、定期に点検し、必要に応じ、較正、整備又は修理を行うとともに、使用する測定器の点検等の記録を、測定器ごとに整理して保管すること。

4 空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、委託を受ける者の氏名（法人にあっては、名称）、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が 1 及び 3 に掲げる要件を満たしていることを常時把握することとし、委託する場合にあっては、測定結果の保存は自ら実施すること。

5 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

留意事項：作業実施方法等の書面（様式 5-1）の作業手順には、次の内容を含めること。

- ・空気環境の測定方法
- ・測定器の点検、較正等の方法並びにこれらの記録の保管方法
- ・測定結果報告作成の手順並びに測定結果の保存方法及び保存責任者の氏名